

## 地球温暖化対策計画書

### 1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	株式会社ヤマダデンキ
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	群馬県高崎市栄町1番1号
工場等の名称	家電住まいる館YAMADA星ヶ丘店
工場等の所在地	愛知県名古屋市千種区星が丘1-1-7
業種	卸売業、小売業
業務部門における 建築物の主たる用途	物販店
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	家庭電化製品・OA情報関連機器販売
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日

### 2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年7月31日 ~ 令和7年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	(場所) 群馬県高崎市栄町1-1 株式会社ヤマダデンキ 総務部
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	株式会社ヤマダデンキ 総務部 027-345-8810		

### 3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

#### (1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

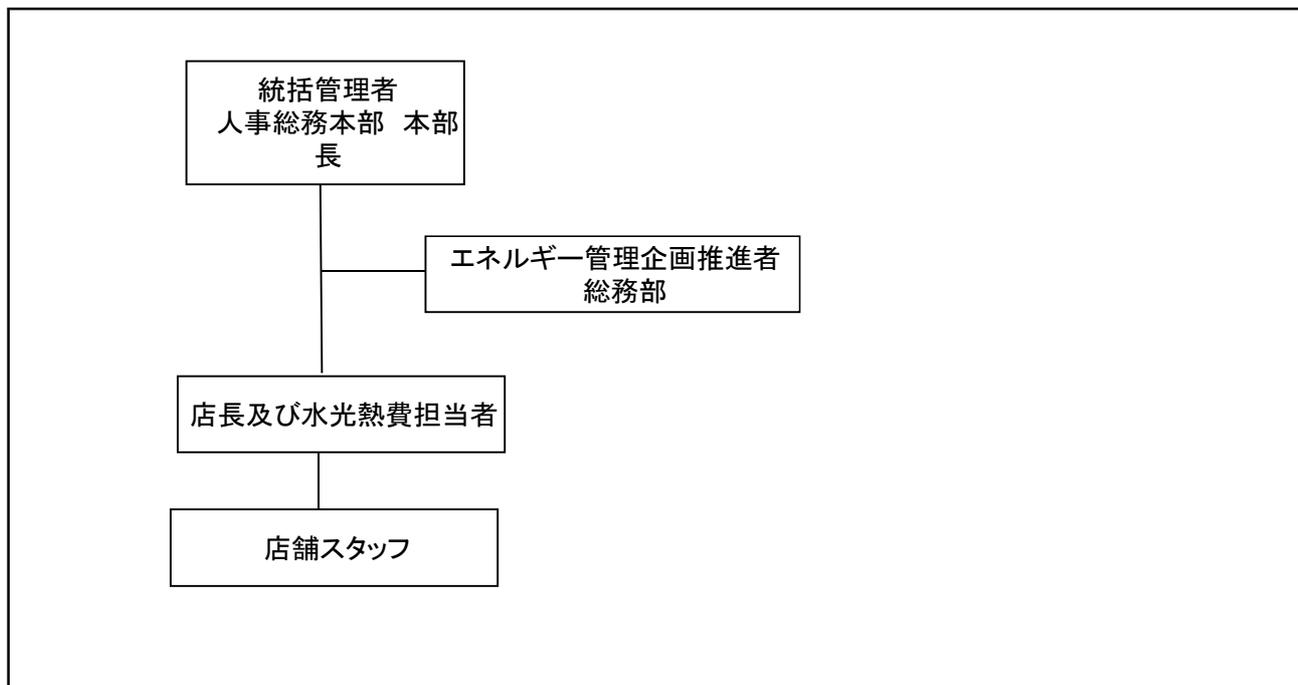
＜環境に関する基本方針＞

環境問題は早急に取り組むべき人類共通の重大な課題であると認識し、省エネルギー・リサイクル等の活動に積極的に取り組みます。

＜行動指針＞

- ①環境に関する法規制を遵守し、自らの社会的な責任を踏まえて地球環境保全および環境負荷低減に向けた事業活動を推進します。
- ②すべての事業活動を通じて環境影響の把握を進め、事業活動を通じて発生する環境負荷の低減に向けた継続的な改善と汚染の予防に努めます。
- ③本業を通じて社会全体での地球環境保全に寄与するサービスおよび製品の販売を推進します。環境に係る問題に関する学習を通じて、一人ひとりが責任をもって自発的に行動できるようにします。
- ④お客様や地域の皆様との連携を進めながら、地球環境保全に向けた取り組みを進め、積極的に情報開示をします。

#### (2) 地球温暖化対策の推進体制



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和3年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1,079	t-CO <sub>2</sub>
①を （温室除く 二酸化炭素 換算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO <sub>2</sub>
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO <sub>2</sub>
	④メタン		t-CO <sub>2</sub>
	⑤一酸化二窒素		t-CO <sub>2</sub>
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO <sub>2</sub>
	⑨三ふっ化窒素		t-CO <sub>2</sub>
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO <sub>2</sub>
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		1,079	t-CO <sub>2</sub>

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項目	基準年度 令和3年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和6年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量	1,079	t-CO <sub>2</sub>	1,068	t-CO <sub>2</sub>	1.0

項目	基準年度 令和3年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和6年度 目標削減率	
	原単位あたりの 排出量		CO <sub>2</sub>		CO <sub>2</sub>	

(2) 目標設定の考え方

省エネ法規定の削減目標
-------------

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。  
 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。  
 備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第1号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
一般管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー使用量の把握・計測・記録・分析</li> <li>・計測機器の導入による、使用実態の見える化</li> <li>・設備運転、運用方法を文書化 →管理標準・運用マニュアル作成</li> </ul>	
省エネルギー・省資源の推進	<p>冷暖房空調負荷の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クールビズ、ウォームビズの推奨</li> <li>・空調温度設定管理 冷房：27℃ 暖房：20℃</li> <li>・冷暖房区間限定</li> </ul>	
省エネルギー・省資源の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調運転時間の抑制 開店30分前～閉店時間まで</li> <li>・エアコン室外機の風通しの確認と散水設備の導入</li> </ul>	
省エネルギー・省資源の推進	<p>照明関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売り場以外の照明を極力消灯させる照度基準を定め調光率等の設定を管理する。</li> <li>・営業時間外は極力最低限の照明で作業する。</li> <li>・タイマー設定を定期的に確認する。</li> </ul>	
省エネルギー・省資源の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機等の不要な照明の消灯</li> <li>・デマンドコントロール装置を設置し最大電力の抑制</li> </ul>	

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--